

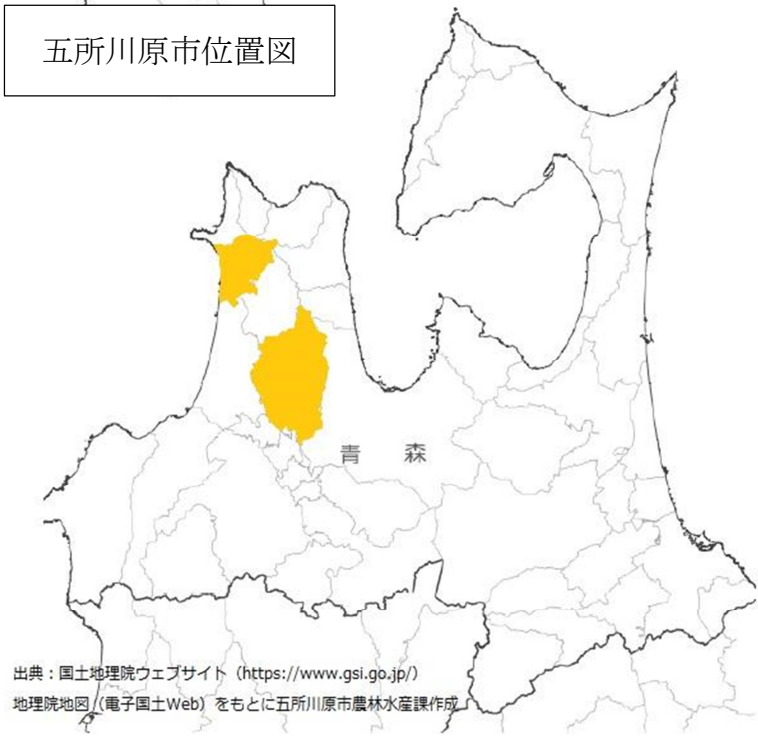
# 五所川原市森林整備計画

計画期間 自 令和4年4月1日  
至 令和14年3月31日

令和4年3月樹立

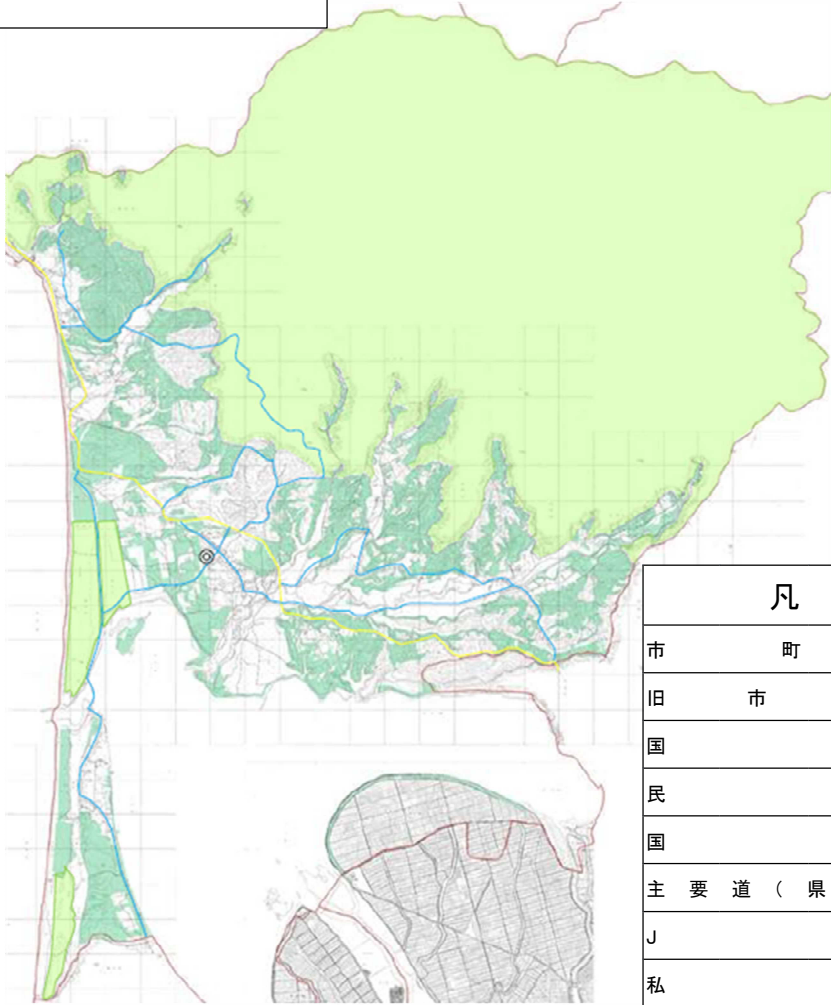
青森県五所川原市

五所川原市位置図

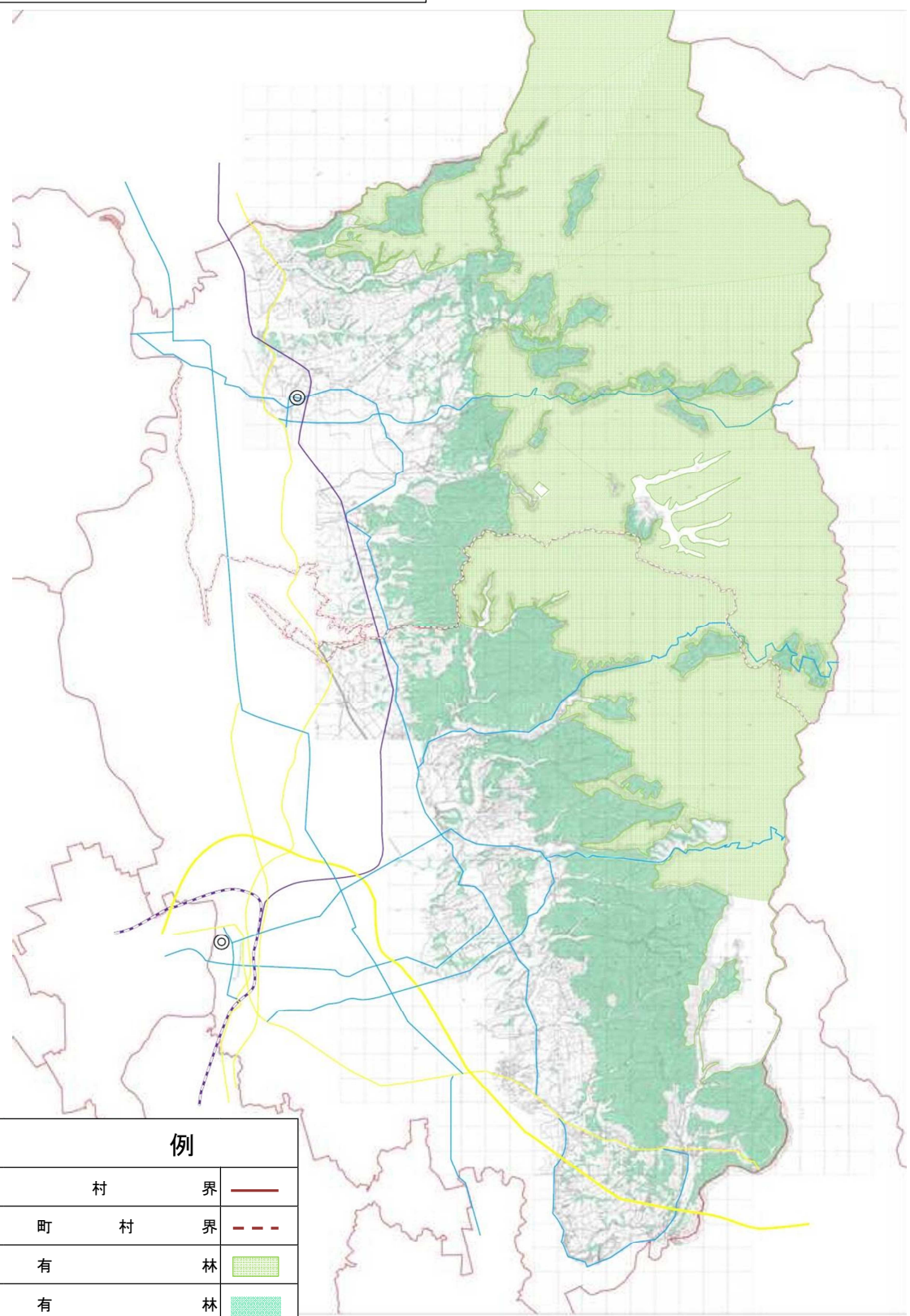


出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/>)  
 地理院地図(電子国土Web)をもとに五所川原市農林水産課作成

五所川原市管内図 (市浦地区)



五所川原市管内図（五所川原地区、金木地区）



凡		例			
市	町	村	界	—	
旧	市	町	村	界	- - -
国		有	林	■	
民		有	林	■	
国			道	—	
主	要	道	( 県道及び市道 )	—	
J			R	—	
私			鉄	—	

# 目 次

	ページ
I 伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	5
2 天然更新に関する事項	7
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2 保育の種類別の標準的な方法	10
3 その他必要な事項	12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3 その他必要な事項	17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5 その他必要な事項	18
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4 その他必要な事項	18
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3 作業路網の整備に関する事項	20
4 その他必要な事項	21
第8 その他必要な事項	21
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
III 森林の保護に関する事項	23
第1 鳥獣害の防止に関する事項	23

1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	23
2	その他必要な事項	23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	24
3	林野火災の予防の方法	24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5	その他必要な事項	24
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	25
V	その他森林の整備のために必要な事項	25
1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	26
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	27
7	その他必要な事項	27

## 付属参考資料

1	人口及び就業構造	28
①	年齢層別人口動態	28
②	産業部門別就業者数等	28
2	土地利用	28
3	森林転用面積	29
4	森林資源の現況等	29
①	保有者形態別森林面積	29
②	在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積	29
③	民有林の齡級別面積	30
④	保有山林面積規模別林家数	30
⑤	作業路網の状況	30
（ア）	基幹路網の現況	30
（イ）	細部路網の現況	30
5	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	31
6	市町村における林業の位置付け	32
①	産業別総生産額	32
②	製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額	32
7	林業関係の就業状況	32
8	林業機械等設置状況	33
9	林産物の生産概況	33
10	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	34
11	その他必要なもの	34

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本市は、津軽平野のほぼ中央に位置し、東は県都青森市、西は岩木川に接し、北は中泊町中里地域を介して五所川原市市浦地域が中泊町小泊地域に接しています。

集落や耕作地は、岩木川や他の河川の流域を中心に形成されていますが、五所川原市の総面積40,420haのうち森林面積21,779haと総面積の53.9%を森林が占める自然に恵まれた地域です。

民有林面積は6,001haで、そのうちスギ、マツ類を主体とした人工林の面積は2,571haと人工林率42.8%は県平均(55.0%)を下回っています。

そして、人工林の19.8%が30～45年生の林分で適切な間伐を必要としており、利用可能な50年生以上の林分が57.1%を占めています。

しかし、林業採算性の悪化と担い手の高齢化・減少により手入れが不十分な森林が見られ、伐採跡地における再生林の放棄が懸念されています。

五所川原市の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地域、広葉樹が広く存する天然生林地域、さらにはレクリエーション等森林総合利用地域まで多様性に富んだ構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化していることから、以下のような課題があります。

人工林地域については、適正な保育・間伐に努めるとともに、伐期を迎える林分については環境に優しい素材である木材の有効活用を図りつつ、計画的な伐採により、林業生産活動を通じた適切な再生林・森林整備を推進していくことが重要となっています。

水源かん養機能等を重視した広葉樹が広く存する天然生林地域については、不良木の除去等修景に努めるとともに、天然更新補助や保育等の森林造成施策を積極的に推進することが重要となっています。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるために、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施策の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するものとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の機能ごとに、その機能の発揮上から望ましい森林の姿を次のとおりとします。

水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林、樹根又は表土を保全するための人工造林又は更新補助作業により土壌の

	流出や崩壊が防止されている森林。
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や粉じん等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林。
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に抑制できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これらについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要があります。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとします。

### ○森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進するものとします。</p>

	<p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進するものとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進するものとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
保健・レクリエーション	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林の生態系が適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林がバランスよく配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原生的な森林、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
木材等生産機能	<p>材木の生育に適した土壌を有し効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

津軽流域林業活性化センターの方針の下に県、市、森林所有者、森林組合、林業事業団体、森林管理署等との相互の連絡を密にして、森林施業の共同化及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進します。

また、森林所有者からの施業の受託の促進及び、森林組合等施業を受託する者による森林施業の共同化を推進することとします。なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その森林施業の合理化に関する基本方針を次のとおりとします。



(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者等への普及・啓発活動を強化し、森林施業の受委託を推進することとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合や素材生産事業者等について、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

また、森林施業の集約化に取り組む者に対する長期の森林施業の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域の流域活性化協議会の開催により、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進することとします。

イ 森林施業の共同化に関する方針

津軽流域林業活性化センター等を活用して、森林所有者等の合意形成、施業実施協定の締結の促進等により森林所有者等が造林、保育等について労務提供や経費の負担、森林作業道等の維持管理等の契約の締結等により共同して行う森林施業の整備を推進することとします。

また、森林所有者等からの施業の受託の促進及び森林組合等施業を受託する者による森林施業の共同化を推進することとします。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標としての主要な樹種の標準伐期齢は次表のとおりです。

なお、標準伐期齢は、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではありません。

地 域	樹 種					
	ス ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	広 葉 樹	
					きのご原木用	その他
市内全域	45年	40年	40年	55年	20年	30年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周

辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等の確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、現地の地形や湧水等の状況を十分確認して土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を検討し、集材路や土場の作設時には土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画や残土処理を適切に行うとともに、伐採後の植栽作業や天然更新を想定した枝条整理を行うなど、現地に適した方法により行うなど、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

#### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち、択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯（概ね周辺の森林の樹高程度）を設ける確な更新を図ることとします。

#### イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うこととします。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）にすることとします。

### 3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第10条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に務めることとします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、

健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、花粉症対策に資する苗木を推進することとします。人工造林の対象樹種は次表のとおりとします。

なお、下記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

【人工造林の対象樹種】

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、クロマツ、カラマツ、 ヒバ、ブナ、ケヤキ、ナラ類等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法を勘案するとともにコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、造林を行う際の指針として次表のとおりとします。

【人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主 な 樹 種	植栽本数 (本/h a)
スギ	1,000 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 3,500 (密)
カラマツ	1,500 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 3,500 (密)
アカマツ、クロマツ	2,000 (疎) ~ 4,000 (中) ~ 5,000 (密)
ヒバ	1,500 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 3,500 (密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000 (疎) ~ 3,000 (中) ~ 4,000 (密)
キリ	300 (疎) ~ 450 (中) ~ 600 (密)

注1：その他の樹種については青森県民有林野造林補助事業実施要領によることとします。

注2：保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。

注3：複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。

注4：定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導により植栽することとします。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法は、次表に示す方法を標準とし、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

【その他人工造林の標準的な方法】

区 分	標準的な方法地拵えの方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意します。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して定めます。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則として、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10～11月）に行います。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林資源の早期回復を図るため、次のとおり定めることとします。

#### ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工造林によるものとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

#### イ 皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とします。

#### ウ 択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は2年以内）とします。また、必要に応じて、植え込み等を行うこととします。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

更新樹種については、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し次表のとおりとします。

#### 【天然更新の対象樹種】

区 分	樹 種 名
天然更新の対象樹種	針葉樹、ブナ・ナラ類、クリ、クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	ブナ・ナラ類、クリ、クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の立地条件、既往の造林方法を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を次のとおりとします。

また、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数（3,000本/h a）以上の本数を成立させることとします。

#### 【天然更新の対象樹種の期待成立本数】

樹 種	期待成立本数
針葉樹、ブナ・ナラ類、クリ、クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、高木性の樹種	10,000本/h a

## イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの天然更新補助作業を行うこととします。ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うこととします。天然更新補助作業の方法については次表のとおり定めます。

【天然更新補助作業の標準的な方法】

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
芽かき	ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる2～5年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり、仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理（芽かき）を行うものとします。

## ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新完了確認については、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査することとし、具体的な調査方法は本市において適用する天然更新完了基準（青森県における天然更新完了基準）に基づくこととします。

また、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

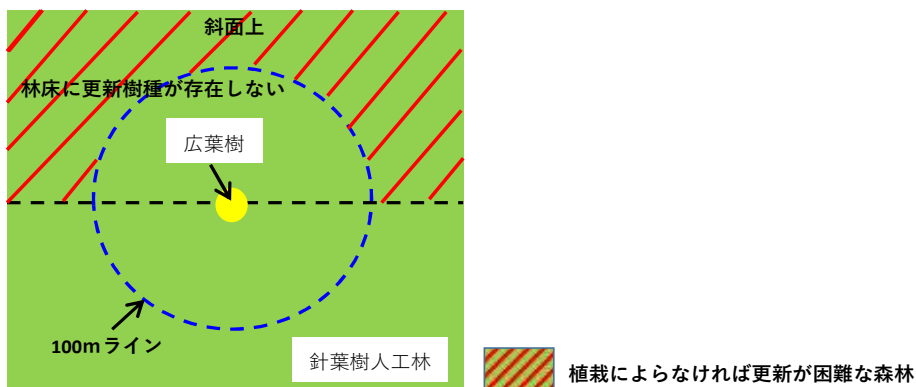
### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持及び森林の早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。



## (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとします。

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

1の(1)のとおりとします。

#### イ 天然更新の場合

2の(1)のとおりとします。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとします。また、当該対象樹種のうち周囲の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとします。

対象樹種	生育し得る最大の立木本数として想定される本数
全樹種	10,000本/ha

## 5 その他必要な事項

### (1) 伐採後の適正な造林の確保

森林のもつ多面的機能の発揮及び将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

### (2) 低コスト造林の推進

施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地拵え、植栽までを効率的に行う一貫作業システムの導入等により造林の低コスト化を積極的に推進することとします。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐の実施に当たっては、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、既往の間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとします。

【間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高	平均直径	材積	
スギ	植栽本数 3,000本	3	19	26	37	58	m 28.1	cm 39.8	m <sup>3</sup> 914.6	1 間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。 2 *は保育間伐とする	
	伐期 80年 本数伐採率		31.0	29.8	28.5	27.6					
アカマツ	植栽本数 4,000本	3	20	23	31	38	24.4	39.1	456.2		
	伐期 80年 本数伐採率		32.4	32.0	33.0	33.6					30.3
カラマツ	植栽本数 3,000本	3	*11	17	38		22.7	25.9	322.2		
	伐期 80年 本数伐採率		41.1	38.1	34.0						
広葉樹	天然更新	2	50	70			20.0	26.6	163.9		
	伐期100年 本数伐採率		48.2	48.2							

- 注1：上記の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。  
 2：下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うこととします。  
 3：育成複層林施業にあっては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業（標準伐齢期のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）にあっては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うこととします。  
 4：森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、高性能林業機械の活用による効率的な実施を図ることとします。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、林木の生育促進及び林分の健全化を図ることとします。

### (1) 下刈り

目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

下刈りに当たっては、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、適時適切な作業法により行うこととし、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

### (2) 除伐

除伐については、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

除伐に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利益価値を勘案し、有用なものは、保残し育成することとします。

(3) 枝打ち

枝打ちは、林内の光環境を改善することによる林床植生の成長促進、良好な景観の保持及び優良材の生産等を図るために行うものとします。

枝打ちに当たっては、対象木の種類・形状、枝張りの状態、林内の照度等に応じ、林内の光環境の改善、景観の保持、優良材の生産の観点等から、最も効果的、効率的な方法で実施するものとします。

(4) つる切り

つる切りは、植栽又は天然更新等を行った森林において、育成しようとする樹木の成長を阻害するつる類を除去し、その健全な生育を図るために行うこととします。

つる切りに当たっては、つるの種類、繁茂状況、被害の度合い等に応じ、最も適切な方法、時期を選定して行うものとします。

(5) 雪起し

雪起しは、雪圧等によって傾いた樹木を起すことにより、樹木の健全な生育を助長するために行うものとします。

雪起しの時期は、原則として、融雪直後とし、樹木の根元が固定するまでの間、必要に応じて継続するものとします。

なお、保育の標準的な方法は、次表のとおりとします。

【保育の作業種別の標準的な方法】

樹種	種類	林齢																				施行回数		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	年数	回数
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△														5	5
	除伐											○											1	1
	枝打ち											○								○		△	2	2
	つる切り 雪起こし等																							適宜
アカマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除伐											△											-	-
	つる切り 雪起こし等																							適宜
カラマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除伐									○													1	1
	つる切り 雪起こし等																							適宜
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△												7	7
	除伐																○						1	1
	つる切り 雪起こし等																							適宜

注：○は年1回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。



### 3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めることとします。

間伐については、低コスト施業や集約化を進め、自然の地形を活かした路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な低コスト作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。

また、立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育について以下の点に留意します。

#### (1) 間伐

林道整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、10～30%の間伐率（材積）により実施します。

#### (2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じて更新木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して実施します。

#### (3) つる切り

つる類の繁茂が著しい箇所については、必要に応じて2～3年に1回立木の生育に支障をきたさないように実施します。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源の涵養の機能）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適な環境の形成の機能）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能）」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：木材生産機能）」を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、設定することとします。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、材木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は重複することができ、この場合は公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとします。

各機能別の区域の設定基準は次表のとおりとします。

#### 【各機能別の区域の設定基準】

水源の涵養の機能	水源かん養保安林、干害防備保安林や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林や、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林等

快適な環境の形成の機能	風害・水害・干害等の防備保安林や、日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林等
保健文化機能	保健保安林、風致保安林や、史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林等

注：生物多様性保全機能については、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林や希少な生物が生息・生育する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないこととします。

## (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

### ア 区域の設定

別表1により定めます。

### イ 施業の方法

次表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定めます。

【森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）】

区域	樹種				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市内全域	55年	50年	50年	65年	40年

#### (ア) 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の規模の縮小や分散をするほか、伐期の長期化を図ることとします。

また、急傾斜の森林又は生長量の低い森林については、育成複層林に誘導することとします。

#### (イ) 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、引き続き育成複層林として維持することを基本とします。

また、特に機能の発揮が求められる森林の伐採は、適切な伐区の形状・配置とすることとします。

#### (ウ) 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、機能の維持発揮のために継続的な維持管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導することとします。

なお、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林を次表のとおり定めることとします。

### 【伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林】

次の条件のいずれかに該当する森林

- a 地形
  - ・標高の高い地域 ・傾斜が急峻な地域 ・谷密度の大きい地域 ・起伏量の大きい地域
  - ・溪床又は河床勾配の急な地域 ・掌状型集水地域
- b 気象
  - ・年平均又は季節的降水量の多い地域 ・短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- c その他
  - ・大面積の伐採が行われがちな地域

## (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

### ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を、別表1により定めることとします。

#### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点のある箇所、山復の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含む土地にある森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地にある森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌を含む土地にある森林等

#### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、雪害防備保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

#### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レ

クリエイション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林

### イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、次表の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定めます。

#### 【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限（標準伐期齢×2年）】

区 域	樹 種				
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
市内全域	90年	80年	80年	110年	60年

#### (ア) 育成単層林

伐採に伴う皆伐面積の縮小や分散をするとともに、長伐期施業を行うこととします。また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林について、育成複層林に誘導する場合は、択伐による複層林施業を行うこととします。

#### (イ) 育成複層林

特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については、樹下植栽等を実施して複層林施業を行うこととします。

#### (ウ) 天然生林

森林施業の方法は(1)のイの(ウ)の天然生林と同様とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、当該樹種の保残又は後継樹の確保、若しくは植栽を行うこととします。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、材木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林区域について設定することとし、別表1に定めます。

なお、1の機能と重複する場合には、公益的機能の発揮に支障がないように努めることとします。

また、この区域のうち、林班の5割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて定めることとします。

- ・平均傾斜 30° 未満
- ・林道までの距離 1,000 m 未満
- ・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険地区、及び砂防指定地の指定が無い

## （２）施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととします。ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

### ア 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ることとします。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期の伐採を行うとともに、確実な更新を図ることとします。

また、一般用材生産を目標とする場合は、伐採の方法は皆伐、良質材生産の場合は択伐を基本とし、第2に示す植栽による確実な更新、第3の保育及び間伐等の実施、第7、第8の路網整備、森林施業の集約化、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、急傾斜地やせき悪地等に生育する森林については、間伐又は帯状・群状の択伐により効率的に育成複層林に誘導することとします。

### イ 育成複層林

森林施業の方法は1の（1）のイの（イ）の育成複層林と同様とし、一般用材又は良質材の生産を目標とする場合の伐採の方法は択伐とし、適切な伐区の形状・配置により長伐期施業も導入することとします。

### ウ 天然生林

天然生林として維持するものとし、一般用材の生産を目標とする場合は、長伐期施業を導入するとともに、伐採の方法は択伐とし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材生産が可能な資源構成となるよう努めることとします。

なお、造林等の施業の方法は、育成単層林又は育成複層林に準じます。

## 【別表1 区域の設定】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源 <sup>かん</sup> の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	※別紙別表1のとおり	106.4
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		304.2
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森		124.0

林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		—
木材の生産能力の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		5,955.5
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	13-3 林班ろ 25, 26	2.2

【別表2 施業方法】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		※別紙別表2のとおり	106.4
長伐期施業を推進すべき森林			428.2
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			—

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

不在村森林所有者を含む森林所有者等への啓蒙・普及活動を強化し、森林施業の委託を推進することとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業者に対する、経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期の森林施業の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域の流域活性化協議会の開催により、森林所有者等と森林組合等との森林の経営の受委託の合意形成を通じて施業の集約化に取り組む者への森林の経営の委託等を推進することとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の施業又は経営の受委託等を実施する際は、現状の立木把握、委託契約書や分収契約書の作成及び地上権の設定等が生じることから、市や森林組合等が連携して必要な情報の提供や助言をすることとします。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実施することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進することとします。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

#### 5 その他必要な事項

特になし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の私有林における林家等森林所有者の大部分は、10ha未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、効率的に行うために市、森林組合、森林所有者等が一体となって森林施業の推進体制を整備するとともに、地域にリーダーを配置して間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、地域単位での森林施業の共同実施又は施業委託の推進を図ることとします。

特に、本市の林業労働力の中心的な担い手である森林組合や林業関係業者への施業委託等を通じて、資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとします。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するための施業実施協定の締結を促進して、造林、保育、間伐等の森林組合等への委託等により、共同して行う計画的かつ効率的な森林施業を推進することとします。

また、森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては地区集会等を利用して森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営に対する意欲の向上を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同で作成する者全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を主として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体への共同委託により実施することを旨とします。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施します。

ウ 施業等の共同化を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにします。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めます。

#### 4 その他必要な事項

特になし。

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

##### (1) 林道の開設及び改良について

林道の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的にかつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質に応じた林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとします。

##### (2) 路網密度の水準及び作業システム

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度の水準を次の表のとおりとします。なお、路網密度の水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとします。

##### 【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	70以上	110以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	52以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	—	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	35以上	60以上
	架線系作業システム	16以上	—	20以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

#### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域は、林道や公道を幹線として、森林経営計画区域及び当該区域の木材搬出エリアを勘案して、1の(2)の路網密度及び作業システムに適合するように設定することとします。

路網整備等 推進区域	面積(ha)	開設予定 路 線	開設予定 延 長	対図番号	備 考
85、89、93、94、95、 96、97、98、99、100、 101林班	486ha	前田野目馬神線	9.4km	1	



### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に関する留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、青森県林業専用道作設指針（平成23年3月18日制定）に則り開設することとします。

##### イ 基幹路網の整備計画

本市の林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画は、自然条件や社会条件が良好であり、育成単層林や育成複層林として維持する森林施業など優先順位に応じた整備を推進することとし、次表に定めるところにより図示します。

【林道の開設又は拡張に関する計画】

単位 延長：km、面積：ha

開設 拡張	種 類	区分	位置	路線名	延長 (km) 及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
開設	自動 車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	6.9	486	○	1	
		林業専用道	〃	神山北	1.6	38		2	
			小計	2路線	8.5	524	1箇所		
開設 (改築)	自動 車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	1.5	341	○	1	
			小計	1路線	1.5	341	1箇所		
拡張 (改良)	自動 車道		五所川原市	神山	1	263		3	
			〃	中の沢	1	116		4	
			〃	戸沢	1	138		5	
			〃	喜良市	1	105		6	
			〃	脇元割長根	1	207	○	7	追加
			〃	前田野目馬神	1	341	○	1	追加
			小計	6路線	6	1,170	2箇所		
拡張 (舗装)	自動 車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	8.4	827	○	1	
			小計	1路線	8.4	827	1箇所		

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設経費の抑制を図

る観点等から作業システムに応じた必要最小限の規格とするものとし、地形や地質等の自然条件を勘案し、路線を選定するとともに、林業機械（2トン積程度のトラックを含む）の走行を想定したものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県森林作業道開設指針（平成23年5月18日制定）」に則り開設することとします。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

### 4 その他必要な事項

伐採木の集積場として使用する土場については、集材距離や搬出の効率性等を考慮し、適切に配置することとします。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化及び他産業並の労働条件の確保、技能などの客観的評価の促進等雇用管理の改善及び労働災害防止対策を推進するとともに、林業への就業希望者を対象に基礎的な知識や技術の習得を支援する「青い森林業アカデミー」のほか、青森県林業労働力確保支援センターが実施する高性能林業機械による作業システムを習得するための研修や、国の「緑の雇用事業」と連携を図りながら、キャリア形成を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体における経営基盤や経営力の強化を図るため、ICTを活用した生産管理手法の導入や、施業の集約化による事業量の安定的確保と生産性の向上、他の事業体との協業化、事業の多角化等を推進することとします。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、環境負荷の低減にも配慮しつつ、労働環境の快適化、魅力ある職場づくりによる若年者の定着化を促進するとともに、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入を促進することとします。

また、生産性コストの低減及び労働強度の軽減を図るためにも、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を推進することとします。

1の状況を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次表のとおり定めます。

#### 【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現 状（参考）	将 来
伐倒	市内一円 (急傾斜地)	チェンソー	チェンソー、ハーベスタ グラップル付きフェラーバンチャ
造材		チェンソー、プロセッサ	チェンソー、プロセッサ、 ハーベスタ
集材		ウィンチ、トラクタ グラップル、フォワーダ	スイングヤーダ、フォワーダ

伐倒	市内一円 (緩傾斜地)	チェンソー、ハーベスタ	ハーベスタ、 グラップル付きフェラーバンチャ
造材		プロセッサ、ハーベスタ	プロセッサ、ハーベスタ
集材		フォワーダ	フォワーダ
造林	地拵え	人力、グラップル	グラップル付きフェラーバンチャ
保育	下刈り	刈払い機	下刈り作業車

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林所有者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、取扱量や多様な需要に対応できるよう原木市場を相互に結ぶ情報ネットワークや、原木を山土場から直接加工側へ搬送するシステムを構築し、品質や性能が明確で需用者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる体制を整備するとともに、原木市場及び加工施設の整備を推進することとします。

本市における素材の流通・加工については、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題となっています。このため、間伐を中心に計画的伐採の実行により、原木の確保に努めます。また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法の開発に努めます。

これらのことを前提とした林産物の生産（特用林産）、流通、加工、販売施設の整備計画は次表のとおりです。

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
素材生産	嘉瀬	1,800m <sup>3</sup> /年	▽1				
チップ製造工場		3t/年					
素材生産	鎌谷町	3,000m <sup>3</sup> /年	▽2				
製材工場	脇元	600m <sup>3</sup> /年	▽3				
チップ製造工場		240t/年					
製材工場	磯松	300m <sup>3</sup> /年	▽4				
製材工場	十三		▽5				
製材工場	十三	500m <sup>3</sup> /年	▽6				
製材工場	喜良市	200m <sup>3</sup> /年	▽7				
製材工場	喜良市		▽8				
製材工場	芦野	1,500m <sup>3</sup> /年	▽9				
ペレット工場	神山	965t/年	▽10				
きのこ生産施設	喜良市	3,000kg/年	▽11				

きのこ生産施設	広田	760kg/年	▽12				
きのこ生産施設	戸沢	130kg/年	▽13				
山菜等取扱		20kg/年					
きのこ生産施設	湊		▽14				
山菜等取扱	広田		▽15				
山菜等取扱	広田	3,195kg/年	▽16				

施設の種類：令和3年林政課資料、規模：施設聴取

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定 該当なし。
- (2) 鳥獣害防止の方法 該当なし。

##### 2 その他必要な事項

特になし。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進することとします。

被害防止対策の推進にあたっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、市の広報紙等を利用した普及啓発に努めることとします。

松くい虫被害が発生した場合には、その被害拡大を阻止するため、枯死木等の松林において枯損木と併せて被圧木、雪害木等の繁殖・感染源の徹底除去と処理を行い、健全な松林を育成し、森林機能を維持することとします。また、当市において確認されているナラ枯れ被害については、被害地域以外への拡大を防止するため、被害木の駆除を徹底するほか、被害木の早期発見のための巡視活動の強化など、県や関係機関と連携し、効果的かつ迅速に取り組むとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

また、被害予防対策として、媒介虫の行動期におけるマツやナラの伐採は避けることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のための緊急に伐倒駆除する必要がある場合等には、伐採の促進に関する指導等を行うこととします。

###### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、行政機関、森林組合及び森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを進めます。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本市において、鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、市内においてニホンジカが目撃情報が増加していることから、国や県、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、森林のモニタリングに努めるとともに、必要に応じて防護柵の設置等植栽木の保護措置やわな等の捕獲による被害防止対策に取り組むこととします。

一方で、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林等の多様な森林の維持造成を図ることとします。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、市の広報紙等を利用した山火事防止の啓発活動を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、市の火入れに関する条例に基づき実施することとします。

## 5 その他必要な事項

特になし

# IV 森林の保健機能の増進に関する事項

## 1 保健機能森林の区域

保健機能森林については、森林浴、自然観察に適した森林として広く利用に供するための適切な施業と施設の整備を一体として図るものとし、次の表のとおり定めることとします。

### 【保健機能森林の区域】

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)					備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
飯詰	62-い-1~10	17.34	9.78	7.56	0	0	

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持し又はその状態に誘導することとし、次の表のとおり定めることとします。

### 【保健機能森林区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法】

施業の区分	施業の方法
造林、保育、伐採、その他	自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施。

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

森林保健施設の森林整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて施設の整備を行うこととします。

### (1) 森林保健施設の整備

保健機能森林の区域内においては、適正な施設整備を推進することとし、次表のとおり定めることとします。

#### 【森林保健施設の整備】

施 設 の 整 備	
1	整備することが望ましい施設 管理施設、デイキャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
2	留意事項 (1) 自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とするとともに、切土、盛土を最小限とした配置とする。 (2) 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行う。

### (2) 立木の期待平均樹高

保健機能森林の区域内における、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高は、次の表とおり定めることとします。

#### 【立木の期待平均樹高】

樹 種	期待平均樹高	備 考
広葉樹	1 4 m	
ヒ バ	1 8 m	

## 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、国土の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとします。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について十分留意し、適切に計画することとします。

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項。
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項。
- エ IIIの森林の保護に関する事項。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
市浦地区	5-1、5-2、6-1、6-2、7、8-1、8-2、9、10、11、12-1、12-2、13-1、13-2、13-3、1	1,384

	4、15	
金木地区	42、43、44、45-1、45-2、45-3、46、47、48、49、50-1、50-2、50-3、50-4、51-1、51-2、52、53、54、55、56、57、58	1,512
五所川原地区	59-1、59-2、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72-1、72-2、72-3、73-1、73-2、74-1、74-2、75-1、75-2、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112	3,105
計		6,001

## 2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進します。

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

木材価格の低迷等により林業採算性が悪化して林家の森林整備・管理や造植林が滞り、森林の公益的機能が損なわれている中、地球温暖化がにわかに関社会問題となっていることから、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図るため、化石燃料に代わるエネルギー源として、木質バイオマス、とりわけ間伐材の利用が着目され、木質エネルギーの利用促進を図りながら、間伐材の利用や造植林を進める等により、森林の保全・育成に努めていくことが求められています。

本市では、望ましい林業構造の確立、木材利用及び木材産業の体制整備、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展及び木材利用の推進を図るため、以下の取組を行います。

- (1) 公共施設への木質バイオマスエネルギー導入を図ります。
- (2) 公共建築物等における木材利用の促進などを図ります。
- (3) 効率的な施業を推進するため、事業基盤である林道の改良（災害復旧）を行い、林道機能の安全の確保を図ります。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用に配慮した森林空間やアクセス道の整備を推進しつつ、住民に開かれた森林整備を図る観点から、地域住民の参画を得つつ推進することとします。森林の総合利用施設の整備計画は次表のとおり定めることとします。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
集落林道	味噌ヶ沢	500m			①
健康増進施設 （実習林）	味噌ヶ沢	18ha			②

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

資源の循環利用の重要性について普及し、自然の大切さとふるさとへの愛着心を育むため、森林づくりへの直接参加を推進することとします。

なお、搬出間伐材を活用した木質ペレット等の利用拡大に向けた対策を進めるものとし、そのための路網整備を推進することとします。

また、森林法第10条の11に規定する施業実施協定の参加促進を積極的に推進することとします。

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあつては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行うこととします。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとします。

### 【計画期間内における市町村森林経営管理事業計画】

区域	作業種	面積	備考
計画策定時点で森林経営管理事業計画なし			

## 7 その他必要な事項

### (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施します。

### (2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密接にし、施業技術の普及啓発と森林所有者の経営意欲の向上に努めます。

### (3) 市有林の整備

本市は現在400haの市有林を有しています。人工林の割合は152haで約38%です。人工林の大部分は保育を必要とする若齢林分で占められており、今後も適期に下刈りや、除・間伐等の保育施業を実施し、適切な森林の整備に努めます。

### (4) 国有林の利活用に関する事項

本市の国有林面積は15,778haで、総森林面積の72.4%と国有林の占める割合が大きくなっています。

今後も地域林業の振興を図るため、国有林と連携した施策を推進することとします。



## 付属参考資料

(単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。)

### 1 人口及び就業構造

#### ①年齢層別人口動態

区分	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	58,421	26,609	31,812	7,334	3,719	3,615	7,202	3,579	3,623	10,366	4,875	5,491	17,293	8,079	9,214	16,226	6,357	9,869
	平成27年	55,181	24,979	30,202	6,007	3,023	2,984	6,368	3,143	3,225	9,120	4,379	4,741	16,118	7,416	8,702	17,433	6,924	10,509
	令和2年	51,415	23,252	28,163	4,852	2,448	2,404	5,307	2,668	2,639	7,573	3,724	3,849	14,918	6,839	8,079	18,363	7,323	11,040
構成比 (%)	平成22年	100.0	45.5	54.4	12.6	6.4	6.2	12.3	6.1	6.2	17.7	8.3	9.4	29.6	13.8	15.8	27.8	10.9	16.9
	平成27年	100.0	45.3	54.7	10.9	5.5	5.4	11.5	5.7	5.8	16.5	7.9	8.6	29.2	13.4	15.8	31.6	12.5	19.1
	令和2年	100.0	45.2	54.8	9.4	4.8	4.7	10.3	5.2	5.1	14.7	7.2	7.5	29.0	13.3	15.7	35.7	14.2	21.5

国勢調査

#### ②産業部門別就業者数等

区分	年次	総数	第一次産業				第二次産業		第三次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木 製品製造業		
実数 (人)	平成17年	27,868	4,373	56	167	4,596	6,196	—	16,922
	平成22年	25,832	3,607	62	164	3,833	5,231	—	16,501
	平成27年	26,206	3,442	77	185	3,704	5,157	—	16,512
構成比 (%)	平成17年	100.0	15.7	0.2	0.6	16.5	22.2	—	60.7
	平成22年	100.0	14.0	0.2	0.6	14.8	20.3	—	63.9
	平成27年	100.0	13.1	0.3	0.7	14.1	19.7	—	63.0

国勢調査

### 2 土地利用

区分	年次	総土地 面積	耕地面積				草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実 数 (ha)	平成22年	40,456	9,690	7,390	2,300	—	—	21,784	21,784	—	8,982
	平成27年	40,418	9,370	7,370	2,290	—	—	21,787	21,787	—	9,261
	令和2年	40,420	9,280	7,260	2,020	—	—	21,779	21,779	—	9,361
構成比 (%)		100.0	23.0	18.0	5.0	—	—	53.8	53.8	—	23.1

平成22年林野面積以外：農林業センサス

平成27年・令和2年総土地面積：国土地理院

平成27年・令和2年耕地面積：農林水産省作物統計

平成22年・27年・令和2年林野面積：津軽国有林の地域別の森林計画書+林政課資料

### 3 森林転用面積

単位：ha

年次	総数	工場・事業 所用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・レ ジャー用地	農地用地	公共用地	その他
平成28年度～ 令和2年度	10.53	0.37	1.42		1.61	7.13	

令和3年林政課資料

### 4 森林資源の現況等

#### ①保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		総面積			人工林率 (B/A)	
	面積 (A)	比率 %	計	人工 (B)	天然林		
総数	21,779ha	100.0%	20,885ha	8,896ha	11,989ha	40.8%	
国有林	15,778ha	72.4%	14,933ha	6,325ha	8,609ha	40.1%	
公有林	計	1,888ha	8.7%	1,868ha	1,229ha	639ha	65.1%
	都道府県有林	442ha	2.0%	442ha	431ha	11ha	97.5%
	市町村有林	400ha	1.8%	400ha	152ha	248ha	38.0%
	財産区有林	1,046ha	4.9%	1,026ha	646ha	380ha	61.8%
私有林	4,113ha	18.9%	4,084ha	1,342ha	2,741ha	32.6%	

津軽国有林の地域別の森林計画書・令和3年林政課資料

#### ②在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者面 積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	平成12年	3,935	3,490	445	363	82
	平成28年	6,010	5,048	962	641	321
	令和2年	6,001	5,240	761	442	319
構成比%	平成12年	100	88.7	(100)	(82)	(18)
	平成28年	100	84.0	(100)	(66.6)	(33.4)
	令和2年	100	87.3	(100)	(58.1)	(41.9)

平成2,12年：世界農林業センサス

平成28年・令和3年林政課資料

③民有林の齢級別面積

単位 面積：h a

		総数	齢 級										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民 有 林		5,952	9	29	55	78	112	75	106	237	254	389	4,609
人工林 計		2,571	9	24	39	62	68	47	87	210	214	344	1,469
主 要 樹 別 面 積	針 葉 樹	1,342	1	0	6	20	17	37	55	183	173	218	631
	スギ	409	-	-	1	-	-	1	-	6	31	83	288
	アカマツ	526	1	-	-	-	1	1	27	14	10	39	433
	クロマツ	153	4	24	31	36	46	4	2	-	-	-	6
	ヒバ	86	2	-	-	-	-	-	0	5	0	1	77
	カラマツ	2	-	-	-	0	0	-	1	-	-	-	0
	その他針	54	-	1	1	6	4	4	2	2	1	2	33
広葉樹		54	-	1	1	6	4	4	2	2	1	2	33
天然林 計		3,380	-	4	16	16	45	28	19	28	39	46	3,140
(備考)		民有林総数には天然林伐採跡地：16ha、未立木地：33haを含まない。											

令和3年林政課資料

④保有山林面積別林家数

面積規模	林家数					
3ha未満	-	10～20ha	5	50～100ha	2	
3～5ha	2	20～30ha	-	100～500ha	-	
5～10ha	-	30～50ha	-	500ha以上	-	
					総数	9

令和3年林政課資料

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延長 (k m)	備 考
基幹路網	33	52.958	
うち林業専用道	7	10.199	

令和3年五所川原市民有林林道台帳・北津軽森林組合台帳

(イ) 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延長 (k m)	備 考
森林作業道	32	25.84	

令和3年北津軽森林組合台帳・青森県森林組合連合会聴取

## 5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
スギ	4～12	※下記内訳のとおり。
アカマツ	4～12	
カラマツ	3～8	
広葉樹	10～14	

### ※森林の所在内訳

#### (1) スギ(五所川原)

59-1-い、59-2-い、ろ、60-は、61-い、ろ、は、に、62-い、は、に、ほ、63-い、64-い、65-い、66-い、69-い、ろ、は、70-い、ろ、は、に、71-い、ろ、72-1-い、72-3-い、73-1-い、ろ、73-2-ろ、74-1-い、ろ、は、75-1-い、ろ、は、に、75-2-い、76-い、77-い、78-い、ろ、は、79-い、80-い、81、は、82-は、に、ほ、83-い、ろ、は、に、へ、84-ろ、は、ほ、85-い、ろ、は、86-ろ、は、87-い、ろ、は、に、88-い、ろ、は、89-い、ろ、は、90-い、ろ、は、に、ほ、へ、91-ろ、は、に、92-い、93-い、94-い、95-い、ろ、96-い、ろ、は、へ、97-い、は、98-い、ろ、は、99-い、ろ、は、100-い、ろ、は、に、101-い、ろ、は、へ、102-い、103-い、104-い、ろ、は、105-い、106-い、107-い、ろ、108-い、ろ、は、109-い、ろ、は、110-い、ろ、は、ほ、111-は、に、112-い、ろ、は

#### (2) スギ(金木)

42-い、ろ、は、43-い、ろ、は、44-い、ろ、45-2-ろ、は、に、ほ、45-3-い、ろ、は、に、46-い、に、ほ、47-ろ、は、48-に、49-い、ろ、は、に、ほ、へ、50-1-い、ろ、は、50-2-い、は、50-3-い、ろ、50-4-い、51-1-い、ろ、は、51-2-い、ろ、52-い、ろ、は、53-ろ、は、に、54-い、ろ、は、55-い、ろ、は、に、56-ろ、は、57-い、ろ、は、58-い、ろ、は

#### (3) スギ(市浦)

5-1-い、ろ、は、6-1-い、ろ、7-い、8-1-ろ、9-い、ろ、は、に、ほ、10-は、11-い、ろ、に、12-2-い、ろ、は、に、13-1-い、ろ、は、に、ほ、13-2-ろ、は、13-3-い、ろ、に、ほ、へ

#### (4) アカマツ(五所川原)

59-1-い、ろ、59-2-い、60-い、ろ、は、61-い、ろ、62-は、に、72-1-い、73-1-い、74-1-い、ろ、は、75-1-い、ろ、は、に、78-い、は、に、82-は、ほ、85-い、は、86-ろ、87-は、に、88-い、は、89-い、ろ、90-い、ろ、91-ろ、93-い、94-い、95-い、ろ、96-い、ろ、98-い、99-い、ろ、は、100-い、は、101-い、ろ、は、103-い、104-は、106-い、107-い、109-ろ、111-へ、112-い

#### (5) アカマツ(金木) 45-2-へ、46-に、49-ろ、51-2-ろ、54-は、58-い

#### (6) アカマツ(市浦) 9-は、13-1-に

#### (7) カラマツ(五所川原) 84-に、85-い、は、86-は、89-い、ろ

#### (8) カラマツ(金木) 49-は

#### (9) カラマツ(市浦) 該当なし。

#### (10) 広葉樹(五所川原・金木・市浦) 該当なし。

## 6 市町村における林業の位置付け

### ①産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)	第1次産業	うち林業 (B)	第2次産業	うち木材・ 木製品製造 業 (C)	第3次産業	B + C / A

青森県市町村民経済計算 (平成30年度)

総生産は帰属利子控除後であるため、各産業別純生産額の総和より過少となります。

### ②製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	全製造業(A)	うち木材・木製品製造業 (B)	B / A
事業所数	6 1	5	0. 0 8 2
従業者数(人)	1, 6 2 9	8 2	0. 0 5 0
現金給与総額(万円)	5 4 4, 2 3 9	1 5, 9 6 2	0. 0 2 9

2020年工業統計表 地域別統計表

## 7 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者数	従 業 員 数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	14	10	北津軽森林組合
生産森林組合	1	0	0	前田野目生産森林組合
森林管理署	1	30	12	津軽森林管理署金木支署 (作業員のうち8名は雇用期 間4月～11月の非常勤)
合計	3	44	20	

令和3年北津軽森林組合・前田野目生産森林組合・津軽森林管理署金木支署聴取

## 8 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林 組合	会社	個人	その他	備 考
集材機	1	0	0	1	0	0	
モノケーブル	0	0	0	0	0	0	
リモコンウインチ	0	0	0	0	0	0	
自走式機搬器	0	0	0	0	0	0	
運材車	1	0	0	1	0	0	
トラック	0	0	0	0	0	0	
グラップルクレーン	1	0	1	0	0	0	
クローラトラクタ	2	0	1	1	0	0	
ホイールトラクタ	1	0	0	1	0	0	
トラクタショベル	1	0	0	1	0	0	
計	7	0	2	5	0	0	
<高性能機械>							
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0	0	
スキッド	0	0	0	0	0	0	
プロセッサ、グラップル ソー	2	0	0	2	0	0	
ハーベスタ	0	0	0	0	0	0	
フォワーダ	2	0	1	1	0	0	
タワーヤーダ	0	0	0	0	0	0	
その他高性能機械	0	0	0	0	0	0	
計	4	0	1	3	0	0	
合計	11	0	3	8	0	0	

令和3年林政課資料

## 9 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		ナメコ	生きくらげ 類	山菜等
				生	乾			
生産量 生産額(百万 円)				8,490kg			3,044kg	638kg

令和3年林政課資料

10 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実 施権 設定の有無
		計画策定時点で経営管理権は設定なし	

11 その他必要なもの

該当なし。